

文化審議会著作権分科会 過去の著作物等の保護と
利用に関する小委員会(第8期第4回)

著作権保護期間の経済分析
デジタル時代の創作と利用のための著作権

関東学院大学 経済学部 経済学科 准教授
中泉拓也

2008年8月8日

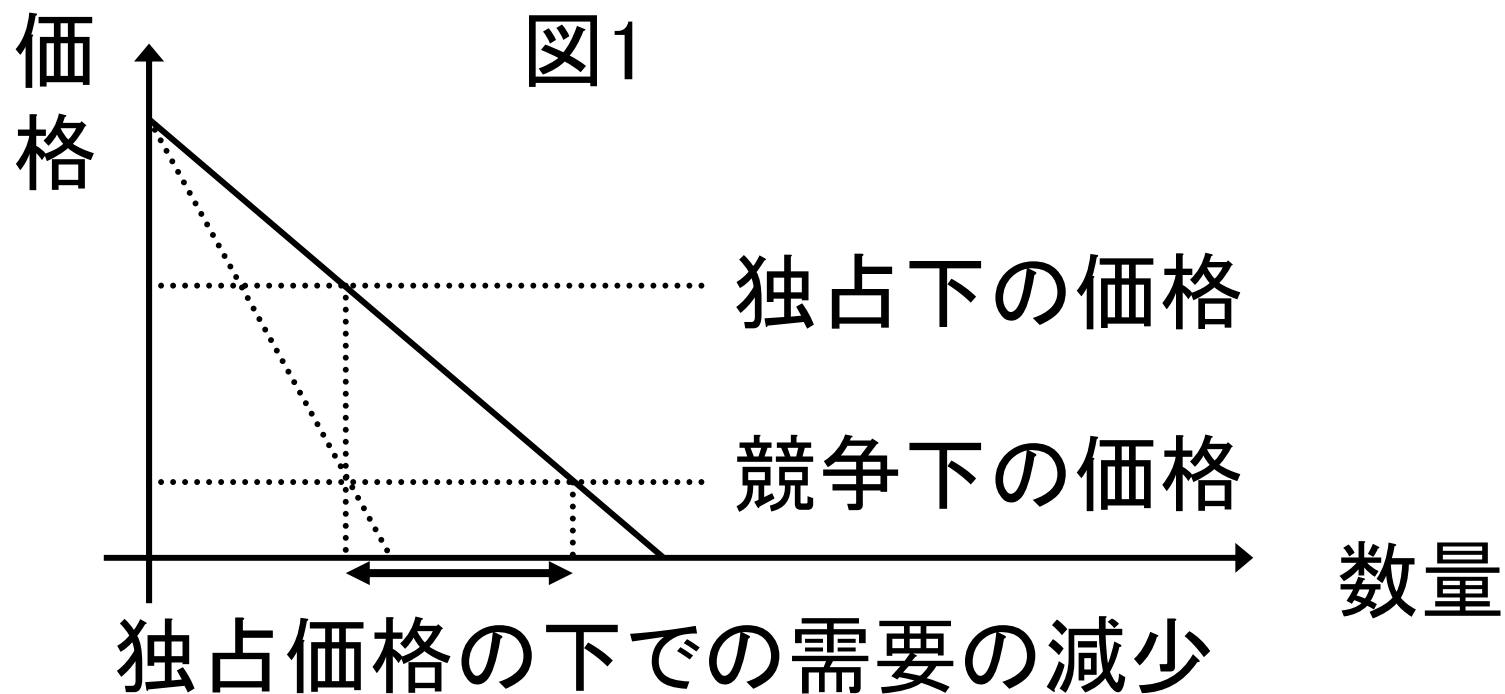
目次

- 著作権制度と保護期間に対する経済学の基本的立場
 1. 市場における競争の重要性と独占の弊害
 2. 知的財産制度の課題と目的
 3. 価格差別の効果と権利期間
- 創作のための既存の著作物の利用
 1. 創作に対する既存の著作物
 2. 同一性保持権の事後行使によって発生するホールドアップ問題
 3. 権利期間延長による許諾請求コスト上昇
 4. デジタルコンテンツへの影響
 5. IT化時代の登録制の利用
- 結語

著作権制度と保護期間に対する経済学の立場

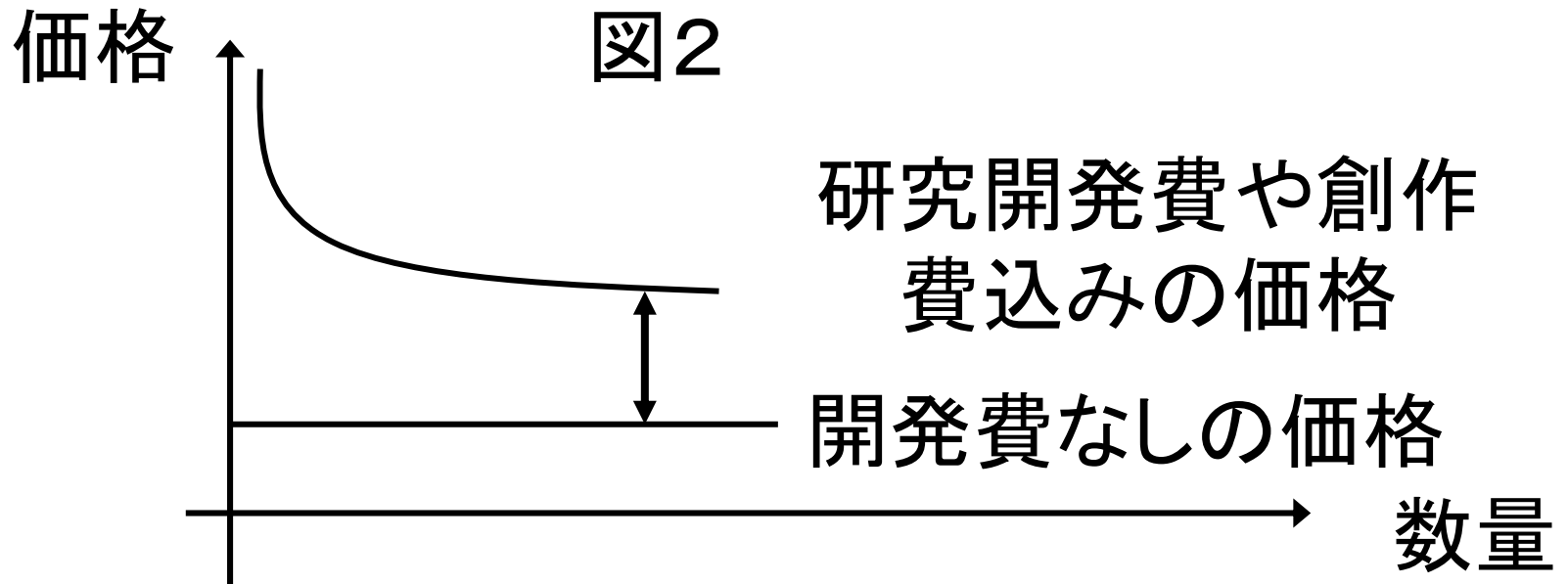
1.市場と競争の重要性と独占の弊害

- 経済学 1)市場経済の重要性 2)競争の重要性
→ 独占の弊害



知的財産権における独占の意味

独占の許容(技術的にやむをえない場合): 電力等
知的財産の場合: 制度的に独占権を保障。



創作者のほうが価格が高くなり売れない!

2. 知的財産制度の課題と目的

知的財産における論点: Arrow(1962)

- 事前のインセンティブと事後のアクセスのバランス
 - 事前: 創作のインセンティブを高めることが望ましい。仮に独占権を与えなければ、開発コストの分だけ、フリーコピーよりも高い価格を設定せざるを得ないため、そもそも創作者が収入を得られない。
 - 事後: 多くの人々が利用できるように、創作物の価格を低く抑えるのが望ましい。: 競争(限界費用価格形成)が望ましく、独占は望ましくない。

→ 通常の価格メカニズムでは解決不可能!

知的財産における独占の弊害の除去

□ 参考：電力などの公共料金

独占の弊害の軽減に価格規制(料金規制)を課す。

□ 知的財産の分野での価格規制の困難

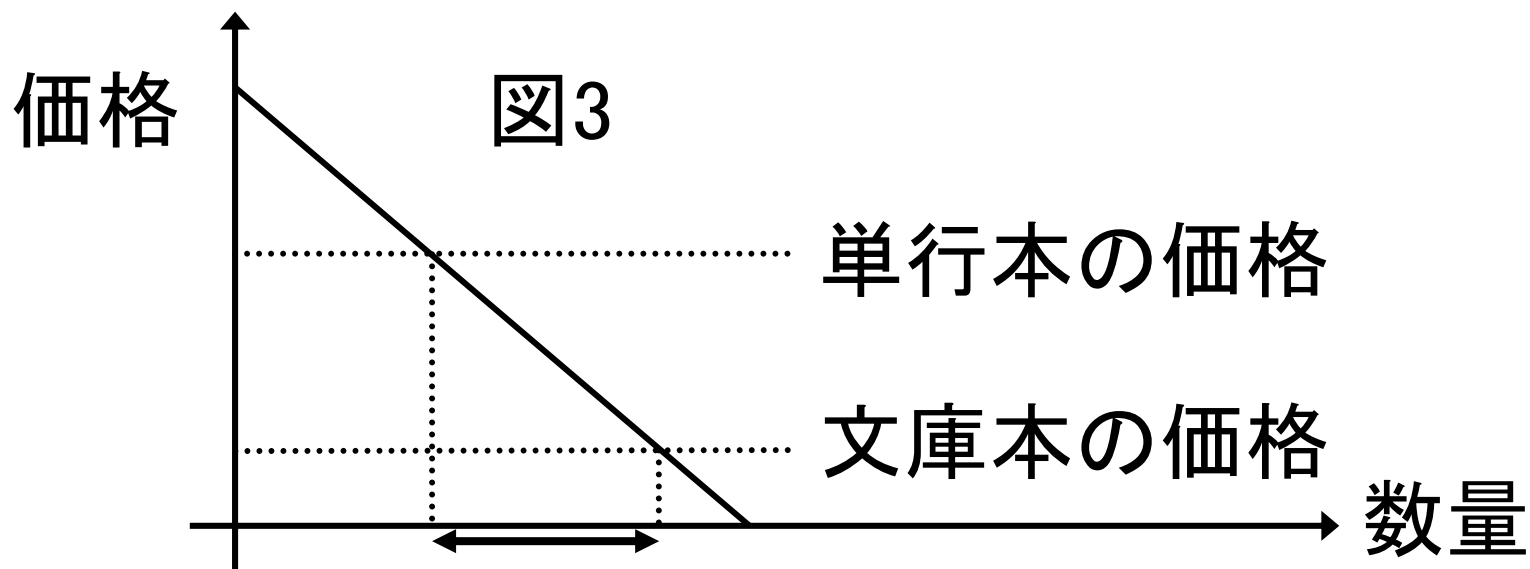
- どのような価格が最適になるかが難しい。
- コストを回収するだけでは、創作のインセンティブに乏しい

→ 創作者に排他的権利を法的に保障期間を限定することで対処している。よって、権利期間は有限が不可欠。

3. 価格差別の効果と権利期間

理論的な解決策の可能性: **価格差別**

高い評価の消費者には高く、低い評価の消費者には低い価格で販売する。例: 文庫本と単行本



価格差別による需要量の増加

価格差別の条件

□ 価格差別の条件：裁定が不完全

著作物における価格差別は、時間をずらす事で、同じ財に異なる価格を設定できる。同じ時点で販売する場合、単行本の販売量が減少すると予想される。

□ 現実の価格差別：不完全情報の下での価格差別

誰がどのような評価を持つか、売り手には分からない。

→時間とともに価値が減価する下での価格差別可能条件

c.f. Spence Mirrlees condition

価格差別の限界と権利期間

□ 現実の価格差別

裁定が不完全かつ、不完全情報下では、価格差別も不十分とならざるを得ない。

◆ 権利期間の長期化による需要の不確実性の増大 (例: 新たな需要の出現 予想外の需要の減少)

→ 権利期間が長ければ長いほど、不確実性が増加し、価格差別では対処できない状況が増加する。結果として、社会的損失が回避できなくなる。よって、権利期間が長くなるほど価格差別が機能しない。

創造のための既存の著作物の利用

1. 創作に対する既存の著作物

- パロディーや著述の映画化等の二次的著作物は原著が不可欠。
- 二次的著作物以外でも、そもそも無から有が創作できない現状においては、創作活動は何らかの意味で既存の創作物に依拠する部分がある。
- Landes and Posner[1989]の貢献の一つ
既存の著作権の権利強化が、新たな著作の創造の障害になる点も考慮した点。

2. 同一性保持権の事後行使によって発生するホールドアップ問題(1)

- 著作権：財産権に加え、自然権的要素も強い。
→人格権が強く、以下の問題が生じる。

二次的著作物創作のプロセス

探索 → 企画 → 創作 → 販売

どこで許諾を得るか？

経済学的に望ましいタイミング：**企画段階**

現実の可能性：同一性保持権を主張できるため、**創作後**に許諾せざるを得ない。

事後的な同一性保持権の主張によって発生するホールドアップ問題(2)

- 創作後に同一性保持権にともなう許諾請求を得ざるをえない(利用前の許諾は財産権の許諾で、その後人格権を行使する余地がある)。
- 創作後に、許諾を得られず、拒否された場合、創作活動がすべて無駄になるというリスクが発生する。
- 創作活動に大きなマイナス (負のインセンティブを与える)。結果として、創作活動が減退してしまう(中泉[2008])。→これを**ホールドアップ問題**という。

3.権利期間延長による許諾請求コスト上昇

- 権利期間が長期になればなるほど、権利者を探索することが困難になり、許諾のコストが上昇するという問題が生じる。

→ホールドアップ問題の深刻化

この意味でも、権利期間の延長は、現状の制度の下では、新たな創造にもマイナスとなる。

4. デジタルコンテンツへの影響

デジタルコンテンツの新たな創造の可能性

- 現代の情報、デジタル技術は、オリジナルから、無コストで同質のコピーを作成を可能とした(→これ自体が著作権に与える影響も重大)。
- 加えて、オリジナルを誰もが比較的容易に改変出来る技術も提供。
- このような改変は、スタンフォード大学のLawrence Lessig教授が主張するような、革新的な文化形成を生み出す可能性を秘めている。

同一性保持権の強化がデジタルコンテンツの再創造に与えるマイナスの影響

- デジタル化が却って、著作権法におけるフェアユースを縮小化する方向に向かっていくことに対する懸念（Lawrence Lessig, NIIシンポジウム2006 3/27 「Creative Commons and Free Culture」）

<http://www.nii.ac.jp/intsympo/05/05program.html>

- 同一性保持権が強化されると、このような改変による創造活動も難しくなる。デジタル化がもたらすこのような新しい可能性に対して、強固な人格権が障害になることに懸念を表明したい。

対策

1. そもそも ベルヌ条約並みに人格権を弱める。
2. 著作権の権利期間を延長しない。
3. 著作権制度と運用の更なる透明化、客観化
人格権の強さが直接の原因だが、事後的な変更の可能性と、それが事前に不確定な事が二次的著作物の創作のリスクをもたらすことも問題のため。
4. 登録制の提案→次項

5.IT化時代の登録制の利用(ベルヌ条約の限界を超えて)

- 登録制による、権利者検索の費用軽減。
- ベルヌ条約当時に比べ、現在は情報技術が格段に進歩。特に、検索と記憶(ストレージ)機能という登録が活かされるところが最も進歩している。
- 全世界的な登録制度の提案
情報技術の進歩を全世界的に活かすシステムの構築を考えても良い時代では。

結論(前半)

□ 知的財産制度の課題

事前のインセンティブと事後のアクセスのバランスをいかに適切にとっていくか。

□ 独占の弊害の解消のため、権利期間は有限
更新制は、無限に更新可能な場合問題。

□ 独占の弊害解消のための価格差別

完全な解決は出来ない。また、長期になればなるほど限界を呈する。この意味でも、権利期間の延長は問題。

結論(後半)

現状の著作権法の下では

1. 検索費用(権利期間の長期化が問題を深刻化)
2. 強力な既存著作者の人格権(同一性保持権)
→ホールドアップ問題によって、二次的著作物が過小になるという問題が発生。

対策

1. 人格権をベルヌ条約並に弱める。
2. 権利期間を延長しない。
3. 制度や運用での更なる透明性の確保
4. 情報技術を利用した登録制の導入